

## 【提案団体が求める措置の具体的内容】

農業振興地域の整備に関する法律及びその下位法令においては、農用地区域からの除外の要件の一つとして、国営土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることが定められているが、この「工事が完了した年度」について、一部の地域については当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと農林水産大臣が認める場合には、当該地域については、その旨を認めたことをもって「工事が完了した年度」としてほしい。

また、当該事業によって受けるべき利益が全て発現したと認められる一部の地域については、農林水大臣が積極的にその旨を認めてほしい。

## 【農林水産省からの一次回答】

農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外する場合の要件については、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から、土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過した土地であることとしている。

この場合において、「工事が完了した年度」については、事業の効果が全体的に発現していること及び第三者からみて8年を経過したかどうかは明確である必要があることから、農業振興地域制度に関するガイドラインにおいて「工事完了公告における工事完了の日の属する年度」としている。

しかしながら、工事の完了公告前であっても、その工事の一部が完了している一定の地域について、事業の完了によって得られる効果の全てが発現していると農林水産大臣が認める場合は、これを「工事が完了した」と解することに支障がないことから、当該一定の地域について、事業の完了によって得られる効用の全てが発生したと農林水産大臣が認める時点も「工事が完了した年度」と取り扱うよう、農業振興地域制度に関するガイドライン改正を行う。

# 分権提案ヒアリング（重点事項番号039） 資料



令和2年8月5日（水）  
総務省自治行政局公務員部公務員課

## 1 労働基準法における労働時間

原則 1日8時間、1週40時間を超えて労働させてはならないとされている（労働基準法第32条）。

使用者と労働者の合意により労使協定を締結した場合に、例外的に労働時間を弾力化する「フレックスタイム制」や「1年単位の変形労働時間制」を導入することを認めている。

## 2 地方公務員の勤務時間

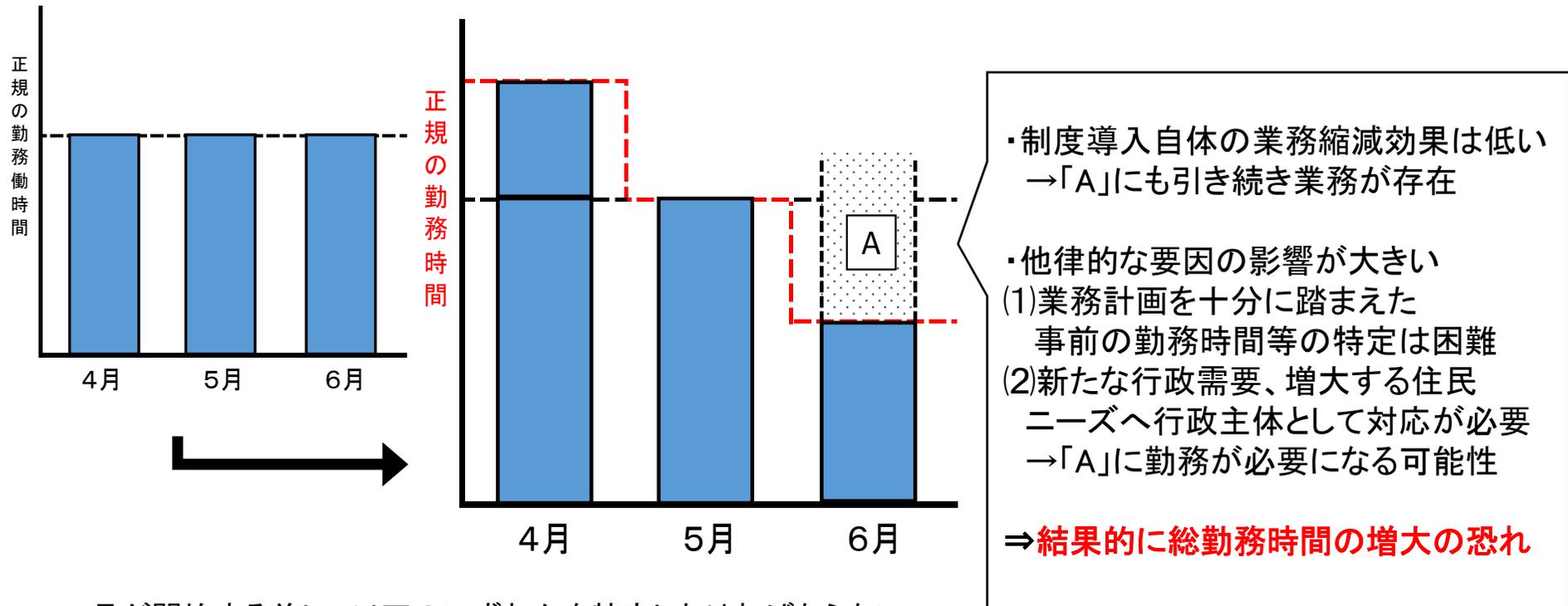
地方公務員法第24条第4項では、「**職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払わなければならない。**」と規定されている。

地方公務員の勤務時間制度に関しては、労働時間をはじめとする**労働基準法の規定を原則として適用することとしつつ、公務特有の要請に応えるため、国家公務員の勤務時間制度との権衡を考慮しながら、必要な限りにおいて労働基準法の適用を除外している。**

### 3 公務と1年単位の変形労働時間制

- ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4）

業務の繁閑に即して、**あらかじめ対象期間中の労働日及び労働時間をすべて特定して、労働者を業務に従事させる制度**



4月が始まる前に、以下のいずれかを特定しなければならない。

(1) 4月～6月の各勤務日及び各勤務日の勤務時間

(2) 4月、5月勤務日及び各勤務日の勤務時間、6月の勤務日数及び総勤務時間数

※ 特定した勤務日及び勤務時間を任意に変更することはできない。

地方公務員における働き方改革の実現に際しては、本来的な労働時間制をできる限り保障することを基本として、業務そのものの縮減・効率化、管理職員による業務遂行管理の高度化、機動的な職員配置・異動などの措置と相まって進めることが重要。

1年単位の変形労働時間制の導入が、事後的に総勤務時間の増大につながることをとらないよう、十分な配慮が必要である。

